

第5章 総合治水対策の目標

1 総合治水対策の目標

「東京都豪雨対策基本方針」では、10年後までに効果的・効率的な豪雨対策を実現するため選定した対策促進エリアにおいて、平成29年度までに概ね時間55ミリ降雨までは床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止し、概ね30年後までに東京都全域において時間60ミリの降雨までは浸水を解消、時間75ミリの降雨までは床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止することとしています。

区の目標は、「東京都豪雨対策基本方針」及び「豪雨対策計画」を基本とします。ただし、東京都が定めた対策促進エリア以外の地域である立会川流域においても浸水被害が発生していることから、区の対策エリアは区内全域を対象とし、当面達成すべき平成29年度の目標及び長期見通し（概ね30年後）の目標を設定し、治水対策に取り組んでいきます。

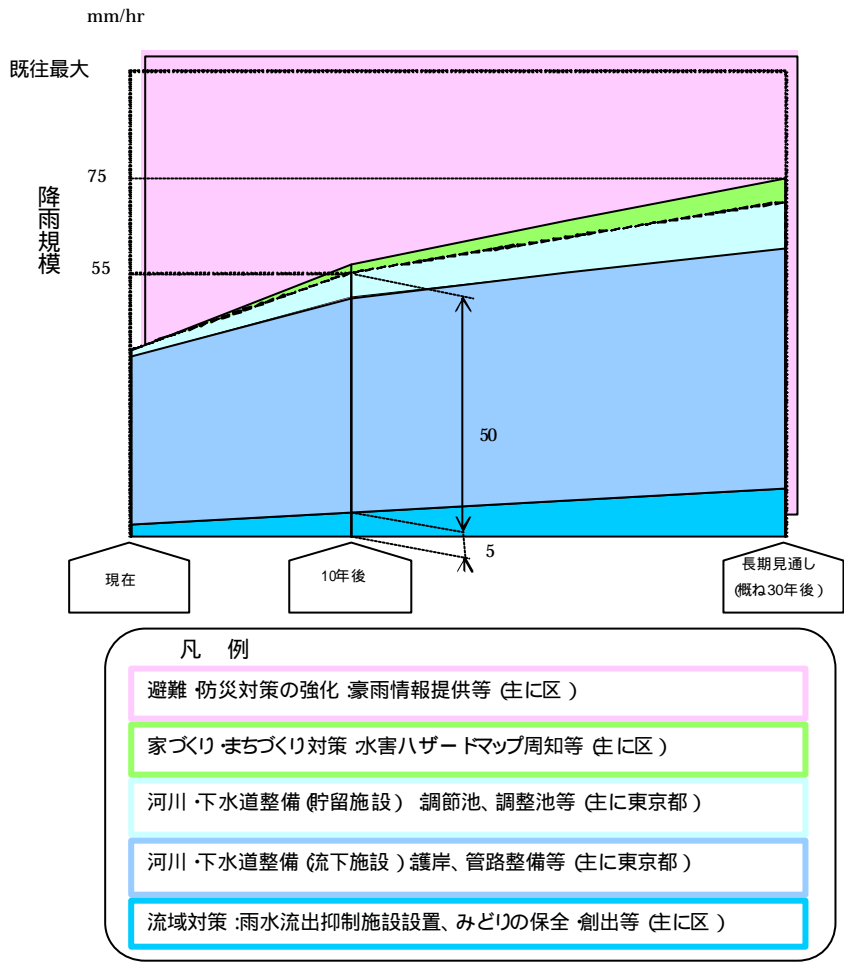
「目標」

平成29年度まで

- 概ね時間55ミリの降雨までは床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止すること。
- 既往最大降雨などが発生した場合でも、生命の安全を確保すること。

長期見通し（概ね30年後）

- 概ね時間60ミリの降雨までは浸水発生を解消すること。
- 概ね時間75ミリの降雨までは床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止すること。
- 既往最大降雨などが発生した場合でも、生命の安全を確保すること。



「東京都豪雨対策基本方針」の内容を一部変更

図 5-1 各対策の役割分担

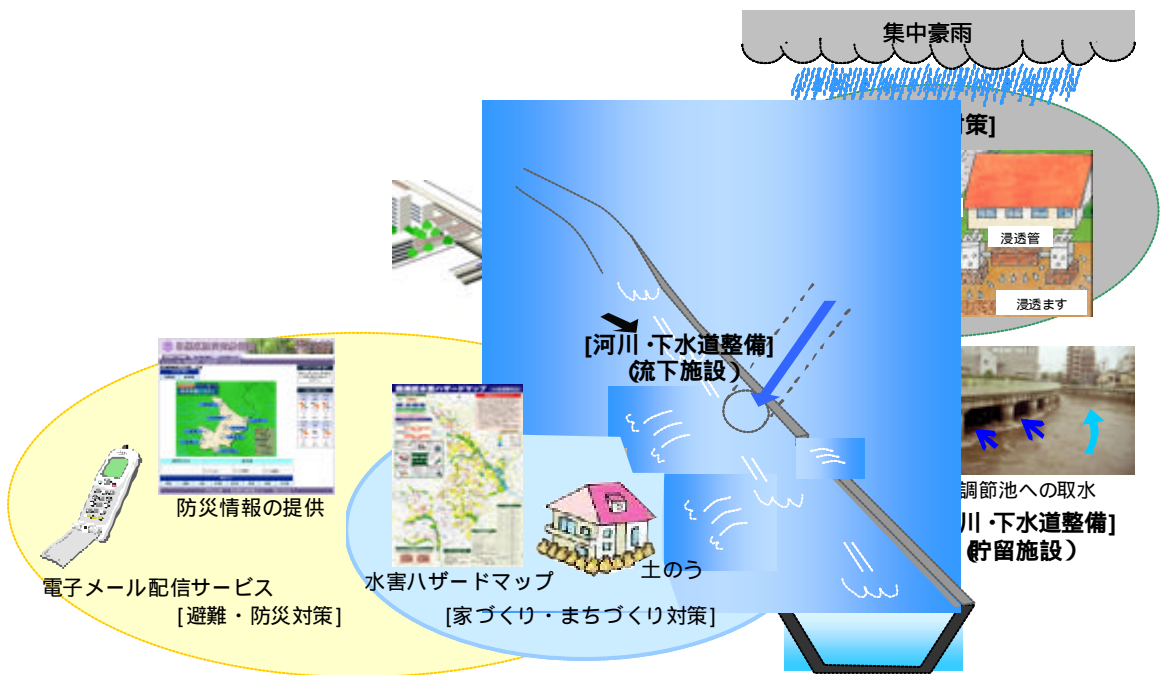


図 5-2 総合治水対策の施策 「東京都豪雨対策基本方針」の図を一部変更

2 総合治水対策の役割分担

(1) 東京都と区の役割分担

区は効果的、効率的な総合治水対策を実現するため、河川、下水道及び流域対策の各対策について東京都との役割分担を明確に設定します。

ア 平成 29 年度まで

治水対策は、各河川の流域全体で取り組む必要があります。

区は、雨水流出抑制施設の整備やみどりの保全・創出などの流域対策により、時間 5 ミリ降雨相当の流出を抑制していきます。あわせて、区民や事業者等の方に対し、自ら水害に備えることができる仕組みづくりや、避難行動のあり方を整備していきます。

東京都は、広域的な治水対策として、時間 50 ミリ相当の降雨に対応できるよう河川や下水道の整備を進めています。区は、これらの整備が計画通りに進むよう東京都へ働きかけを行っていきます。

区と東京都は、あわせて時間 55 ミリ相当の降雨に対応した整備を進めていきます。

イ 長期見通し（概ね 30 年後）

区と東京都において、各河川の流域全体目標である雨水流出抑制施設やみどりの保全・創出などの流域対策により約 10 ミリ降雨相当分の雨水流出の抑制とともに、区民の生命身体、財産を守ることができる施策の充実を図っていきます。

(2) 区と区民、事業者等の方の役割分担

区内全域における治水対策を充実させるためには、区民や事業者等の方の協力が不可欠です。

区では、今後とも雨水流出抑制施設の整備促進をはじめ、降雨時における情報提供の工夫や、水害の危険性の周知及び浸水防止対策の事例紹介など積極的な情報発信を行っていきます。あわせて、水害などの災害時には、高齢者、障害者など避難支援が必要な方への援護対策を進めていきます。

一方、区民や事業者等の方は、自らの生命・財産は自分で守るという認識のもと、雨水流出抑制施設の設置をはじめ、区や地域から発信される情報を積極的に活用することが必要です。

第6章 総合治水対策の方針

1 基本的な考え方

計画の期間を長期見通し（概ね30年後）として、概ね時間60ミリの降雨までは浸水発生を解消し、概ね時間75ミリの降雨までは床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止することともに既往最大降雨などが発生した場合でも生命の安全を確保することを目標として、雨水の流出を抑える「流域対策」、浸水被害を軽減する「家づくり・まちづくり対策」、区民の生命身体を守る「避難・防災対策」の方向を示します。

2 流域対策の方向

流域対策として、区の施設において雨水流出抑制施設の設置をより一層推進するとともに、公共施設や民間施設における雨水流出抑制施設の設置が進むよう協力を求めています。また、みどりの保水能力を流域対策に取り込み、治水対策の充実を図っていきます。

（1）区の施設の流域対策

東京都から公表された各河川の「豪雨対策計画書」に基づき目標対策量を設定し、区の施設において雨水流出抑制施設の設置をより一層推進していきます。

（2）公共施設及び民間施設の流域対策

公共施設及び民間施設においても、流域対策が進むよう協力を求めています。

協力を得るため、豪雨対策の必要性についてPRしていきます。また、建築確認申請や排水設備申請・届出時において貯留・浸透施設の設置指導を行うとともに雨水流出抑制施設の設置助成要綱の普及啓発に努めていきます。

（3）みどりの保全・創出

「みどりの基本計画」に基づき、公園等の整備を進めみどりを創出するとともに、住宅地等の身近なみどりを保全し、新たにみどりを創出していきます。

3 家づくり・まちづくり対策の方向

家づくり・まちづくり対策においては、まず区民や事業者等の方が、自らの住む場所の水害特性を理解し、自助による対策が促されるよう、水害に関する情報を積極的に提供していきます。

また、水害の危険性が高い地域や施設においては、建築時等における浸水対策の検討など、区民や事業者等の方自らが水害に備えることができるような仕組みづくりを行っていきます。

(1) 浸水情報の周知

区民や事業者等の方が浸水危険度の認識を高め、自発的な建物の浸水対策が促進されるように、平成 17 年 3 月に公表・配布した「目黒区水害ハザードマップ」の周知や、近年区内で発生している地下施設の浸水実績などの情報を積極的に提供していきます。

(2) 地下施設・半地下建築物への浸水対策

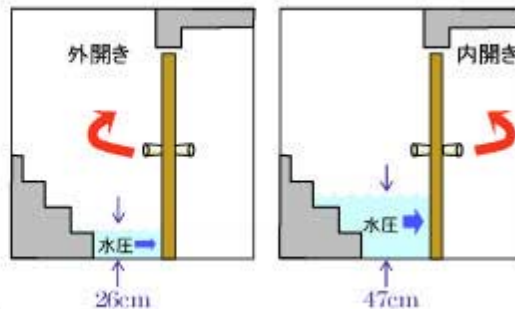
現在、区内では半地下式に造られた建物等における浸水被害の報告を多く受けています。半地下建物を所有する区民や事業者等の方に対して、平成 20 年 9 月に東京都が策定した「東京都地下空間浸水対策ガイドライン」などを基に、具体的な浸水対策や配慮すべき事項についての啓発活動や、浸水対策が実施される仕組みづくりを行っていきます。



【水圧でドアが開かなくなる水深】

ドアの内外の水位差が 26cm 以上あると、水圧のために外開きドアは開かなくなります(左図)。

また、水位差が 47cm 以上あると、内開きドアでも、ドアの留め金が水圧で押し付けられ、ドアノブ等を人の力で回せなくなり開かなくなります(右図)。



出典: (財)日本建築防災協会
「地下空間における浸水対策ガイドライン」平成 14 年 3 月

出典: 「東京都地下空間浸水対策ガイドライン(平成 20 年 9 月)東京都」

図 6-1 浸水時の地下空間の危険性

4 避難・防災対策の方向

降雨量が河川や下水道の排水能力を超え、大規模な水害や内水はん濫の発生が予想される場合、避難行動により生命身体の安全を守ることが必要です。避難が確実、かつ安全に行われるため、平常時から必要となる情報の提供や避難方法を事前に周知し、自助、共助による行動のあり方を整備していきます。

(1) 情報周知の充実

区ホームページやめぐろ区報による情報提供を更に充実させていくとともに、携帯電話を利用したメール配信による情報提供など災害時要援護者に配慮した情報提供手段の多面化を図っていきます。

また、地下にいる人は豪雨が発生した場合、地上の降雨状況が分からず、自身の危険性を十分に認識できません。このことから、自らが求めなくても適切な情報が届くように、区は「プッシュ型」による水害情報の提供を検討していきます。

(2) 避難体制の整備

水害における避難体制や行動について、地震や火災など他の災害とできるだけ整合を図り、区民や事業者等の方が分かりやすい避難体制の整備に努めていきます。

(3) 水防体制の強化

水害発生時には、地域住民の相互の助け合いが大切であり、家屋等への浸水防止や避難などの手助けとして地域住民のリーダーとなる人材が必要です。区は、リーダーとなるべき人材の育成を図るため、水害をはじめとする防災に関する知識の習得と浸水対策などの実践的な行動力の体得を目的とした訓練の実施に努めていきます。

また、毎年1回実施している「目黒区総合水防訓練」について、区と区民、事業者等の方がそれぞれの役割において水害に対処できるよう訓練内容を工夫するとともに、幅広い年齢層の多くの区民が参加するようPR活動や普及啓発に努めていきます。

お年寄りの方や障がいを持つ方など災害時要援護者の避難については、町会・自治会、住区住民会議をはじめ地域の方との協力が得られるような仕組みづくりに取り組んでいきます。